**懲戒委員会議事録**

令和●年●月●日●時、懲戒委員会を開催した。

出席者
懲戒委員　　●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●

　定刻、●●●●は懲戒委員会規程により委員長たることを述べて、本委員会の開会を告げ、直ちに議事に入った。

議事：懲戒対象者●●●●のパワーハラスメント行為に関する懲戒処分の件

各委員に対して、ハラスメント調査結果報告書及び事前に懲戒対象者から提出された弁明書を配布した。そのうえで、懲戒対象者●●●●を入場させ、弁明の機会を与えたところ、要旨以下の通り述べた。

（懲戒対象者の弁明内容）

弁明の機会を与えた後は、懲戒対象者を退場させ、懲戒委員において審議を行った。発言の要旨は以下の通り。

（懲戒委員の発言の要旨）

上記の審議を踏まえ、結論として、全委員一致で、以下のとおり、譴責処分が相当であると思慮する。

（処分の理由の要旨）

令和●年●月●日、懲戒対象者が、実験に失敗した部下●●●●に対し、研究者失格である、研究者としては大学院生以下であるなどと午後10時頃から午前1時頃まで叱責し、転職活動を勧めるなどした事実、令和●年●月●日も部下●●●●に対し、「あんた、実験やったことあんのか。ようそんなんでやってきたな。」などと午後9時ごろから午前0時ごろにわたって叱責した事実が認められる。叱責は連日にわたって行われており、その時間も長時間に及ぶものであり、廊下を隔てた別の部屋にまで聞こえるくらい大声のときもあった。部下が失敗した原因を掘り下げて究明し、失敗しないようにするためにはどうすればよいかを指導したような様子が全くうかがわれないことを踏まえれば、これらの叱責は、就業規則第●条●項●号の「職場内において、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害する行為を行ったとき」に該当する。

懲戒対象者に懲戒処分歴がないこと、懲戒対象者が反省の弁を述べていることを踏まえ、譴責処分を選択する。

令和●年●月●日

　委員長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、●時●分閉会を宣した。

　上記議事の経過及び結果を明確にするため、委員らは次に記名捺印した。

懲戒委員長　●●●●　印

懲戒委員　　●●●●　印

懲戒委員　　●●●●　印

懲戒委員　　●●●●　印

懲戒委員　　●●●●　印

以上